

AIJES

Architectural Institute of Japan
Environmental Standards

環境基準の分類と位置づけ、 環境基準総則

Classification and Outline of the Environmental Standards

日本建築学会環境基準
AIJES-G0001-2023

2023年3月2日 改定

日本建築学会 環境工学委員会

本書のご利用にあたって

本書は、作成時点での最新の学術的知見をもとに、技術者の判断に資する技術の考え方や可能性を示したものであり、法令等の補完や根拠を示すものではありません。また、本書の数値は推奨値であり、それを満足しないことがただちに建築物の安全性、健康性、快適性省エネルギー性、省資源・リサイクル性、環境適合性、福祉性を脅かすものでもありません。ご利用に際しては、本書が最新版であることをご確認ください。本会は、本書に起因する損害に対しては一切の責任を有しません。

ご案内

本書の著作権・出版権は(一社)日本建築学会にあります。本書より著書・論文等への引用・転載にあたっては必ず本会の許諾を得てください。

R<学術著作権協会委託出版物>

本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を複写される場合は、学術著作権協会（03-3475-5618）の許諾を受けてください。

2023年改定版刊行にあたって

2002年に日本建築学会環境基準AIJES-G0001-2002（以下、総則）が制定されて以来、2020年までに各分野から28のAIJESが刊行された。しかしながら、刊行に対する取組み、刊行状況は分野によって偏りがあったことから、2020年の環境工学本委員会において、AIJESの理念の見直しと今後の刊行方針・課題について、各運営委員会に検討依頼がなされた。各運営委員会から寄せられた検討結果を踏まえ、2021年度より企画刊行運営委員会の下に、AIJESのあり方および今後の刊行方針を検討することを目的として、「AIJES刊行方針検討WG」が設置された。

「AIJES刊行方針検討WG」は環境工学本委員会の前委員長・幹事、元幹事および各運営委員会を代表する委員により構成され、AIJESの位置づけ・ニーズ、電子化の可能性、分野を横断した基準の必要性、海外の指針を取り込む仕組み、英文化の仕組み（支援体制）、番号の振り方などについて検討が行われた。この過程で、総則（AIJES-G0001-2015）が実態に即していない点や手続きが複雑で分かりにくい点が課題として挙げられたことを受け、総則の改定を行うこととした。修正箇所は以下に示す通りで、1章で定義される分類および定義に関する修正をはじめとした、比較的大規模な改定内容となったことから、査読およびパブリックコメントを実施した。

今後、新しい総則のもとで、必要なAIJESの整備、電子化、英文化を進めていくことが期待される。

1. 環境関連基準の分類と位置づけ

既刊のAIJES（規準・指針等）は、1章に定義されている分類と対応していないという現状を踏まえ、規準の分類（1.1）および定義（1.2）の見直しを行った。分類は、環境基準総則と個別の規準の2種類として、定めることとした。また、2.8節との整合を考慮し、語句の修正を行った。

2.10 表示記号

既刊の熱環境AIJESの記号がHであることから、TからHに修正した。

2.11 手続き

期間や手続きに柔軟性をもたせるため、建築学会環境基準作成小委員会の承認を得ることで変更可能とした。

2.11.1 用語の定義

関連運営委員会査読に対する修正の手続き、パブリックコメントへの対応、最終確認・調整の担当委員会と具体的な手続きが明確に示されていなかった部分について、加筆を行った。

2.11.2 作成のフロー および 2.11.5 改定のフロー

現状の手続きにおいて、査読と並行してパブリックコメントを実施する委員会も多いという実態に合わせるとともに、これまで規定されていなかったパブリックコメントへの対応承認の手続きを明確にするようにフロー図を修正し、合わせて用語の定義の表中の記載内容を

修正した。

AIJESの作成担当について、規準検討小委員会および作成担当者のグループという二つの用語が使用されていたことから、「作成担当グループ」に統一した。

2.11.3 改定、確認、廃止

改定、確認、廃止の周知を行うことについて定めがなかったことから、加筆した。

2023年3月

日本建築学会 環境工学委員会

概要

本基準は、日本建築学会における環境工学関連の規準・仕様書・指針など、様々なスタンダードの種類と作成の流れを定義したものである。

Preface

This standard defines various standards concerning with the environmental engineering, such as standard, criterion, specification, guide et al. This also defines how to make them.

本基準作成関係委員 (2022年度)

—— (五十音順・敬称略) ——

環境工学委員会

委員長 秋 元 孝 之
幹 事 大 岡 龍 三 山 本 早 里 山 本 佳 嗣
委 員 (省略)

企画刊行運営委員会

主 査 持 田 灯
幹 事 上 野 佳奈子 大 風 翼 望 月 悦 子
委 員 (省略)

日本建築学会環境基準作成小委員会

主 査 持 田 灯
幹 事 上 野 佳奈子 大 風 翼 望 月 悦 子
委 員 宋 城 基

AIJES 刊行方針検討ワーキンググループ

主 査 持 田 灯
幹 事 上 野 佳奈子 大 風 翼 望 月 悦 子
委 員 池 上 雅 之 川 瀬 隆 治 長 井 達 夫 西 川 豊 宏
林 立 也 樋 山 恭 助 松 本 泰 尚 宮 崎 ひろ志
宗 方 淳 森 太 郎 吉 澤 望
協力委員 山 本 佳 嗣

環境基準の分類と位置づけ、環境基準総則

目 次

1. 環境関連基準の分類と位置づけ.....	8
1.1 環境基準総則.....	8
1.2 環境規準.....	8
2. 環境基準総則.....	9
2.1 名称.....	9
2.2 役割.....	9
2.3 適用範囲.....	9
2.4 種類.....	9
2.5 条件.....	9
2.6 取組み.....	10
2.7 性能項目.....	10
2.8 内容.....	10
2.9 環境水準.....	10
2.10 表示記号.....	10
2.11 手続き.....	11
2.12 参考・関連文献.....	16

2002年 5月23日 (制定)
2004年 1月14日 (改定)
2005年10月 4日 (改定)
2007年 1月14日 (改定)
2008年 3月27日 (改定)
2012年 5月23日 (改定)
2015年 2月17日 (改定)
2023年 3月 2日 (改定)

1. 環境関連基準の分類と位置づけ

本基準は日本建築学会環境基準の分類と位置づけを示すものである。

環境関連の基準は、憲法に相当する環境基準総則と、諸法に相当する規準に大きく分類される。

以下の分類は、学会として作成すべき規準の大枠を示している。用語については、本来は、基準か規準か、あるいは仕様書、指針が適切かについて、厳密な議論が必要であるが、ここでは、環境基準総則のみに基準を使用し、あとはすべて規準に統一した。

1.1 環境基準総則

環境基準総則とは、環境そのものを健康性、快適性などの観点から規定するための基準であり、最も基本となる基準である。

1.2 環境規準

環境規準とは、環境を実現するための企画計画および環境設計（設計法・計算法）、環境を実現するための施工、建物が完成したときに所期の性能が発揮されているかどうかの検査、建物が正しく運用されているかのチェックなどに関する規準である。

2. 環境基準総則

本環境基準総則は日本建築学会環境基準の名称、役割、適用範囲、手続き、改定、確認、廃止、表示記号等を定めるものである。

2.1 名称

本基準は、日本建築学会環境工学委員会が定める「建築と都市の環境基準」であり、AIJ環境基準（以下、AIJES）と称する。

2.2 役割

AIJESは、本会の「倫理綱領・行動規範」に基づき、建築と都市の環境に関する学術的な判断基準を示すとともに、関連する法的規準の先導的役割を担う。

2.3 適用範囲

AIJESは、建築と都市のあらゆる環境に対して適用されるものである。適用の際には、対象とする環境が、都市、建築近傍、屋内、各室、部位、人体のどのレベルなのかを明確に位置づけておくことが大切である。

2.4 種類

AIJESは、「基準」、「規準」、「仕様書」、「指針」のいずれかの形で規定されるものとする。これらの定義は、学会の規定に従う。ただし、「2.11.2 作成のフロー」で「査読・パブリックコメントの対応承認」または「ESの承認」が得られなかったものについては、その判断に至った経緯を記録するとともに、AIJESに該当しない「その他の文書」の形をとることができる。

「基準」は、本総則にのみ適用される。また、「指針」は、その内容に応じて「ガイドライン」もしくは「マニュアル」と題することもできる。「その他の文書」には「技術の現状」や「考え方」などがある。

2.5 条件

AIJESは、次の条件を満たすものとする。

- (1) 中立性、公平性を尊んだ学術的な知見に基づいていること。
- (2) 学会としての、そのときどきの総意を集約するために、客観性と先見性、論理性と倫理性、地域性と国際性、柔軟性と整合性を備えていること。

2.6 取組み

環境性能の設計や評価のための目標や規準は、環境要素や地域によって異なる特性を有すると考えられるため、性急な総合性能化を図らず、各運営委員会レベルで得られた知見に基づいて順次整備・規準化を進めることとする。しかる後、全体的整合性を検討し総合性能化を図る。

2.7 性能項目

AIJESが定める環境規準には、次の性能項目が含まれる。

①安全性、②健康性、③快適性、④省エネルギー性、⑤省資源・リサイクル性、⑥環境適合性、⑦福祉性

2.8 内容

AIJESが定める内容は、建築行為の企画計画時、設計時、建設時、完成時、運用時の各段階で適用されるものであり、性能値、計算法、施工法、検査法、試験法、測定法、評価法などに関する規準が含まれる。

2.9 環境水準

環境水準として、最低水準（許容値）、推奨水準（推奨値）、目標水準（目標値）などを考慮する。

2.10 表示記号

AIJESは対象とする環境要素・適用範囲に応じて、以下に記す分類記号および分類番号を表示するとともに、制定年も表示する。

(1) 分類記号

総則	: AIJES-G
音環境運営委員会	: AIJES-S
環境振動運営委員会	: AIJES-V
光環境運営委員会	: AIJES-L
熱環境運営委員会	: AIJES-H
空気環境運営委員会	: AIJES-A
水環境運営委員会	: AIJES-W
建築設備運営委員会	: AIJES-B
都市環境・都市設備運営委員会	: AIJES-U
環境心理生理運営委員会	: AIJES-P
環境設計運営委員会	: AIJES-D
電磁環境運営委員会	: AIJES-E

(2) 分類番号

分類記号に続けて4桁(0001~9999)の分類番号を通し番号にて割り付ける。
例えば、20XX年に制定・改定されたAIJESの総則はAIJES-G0001-20XXとなる。

2.11 手続き

AIJESの作成および改定は、原則として本項に示す手続きによって行う。なお、手続きの時期、順序および作成に要する期間を変更する場合には、建築学会環境基準作成小委員会の承認を必要とする。

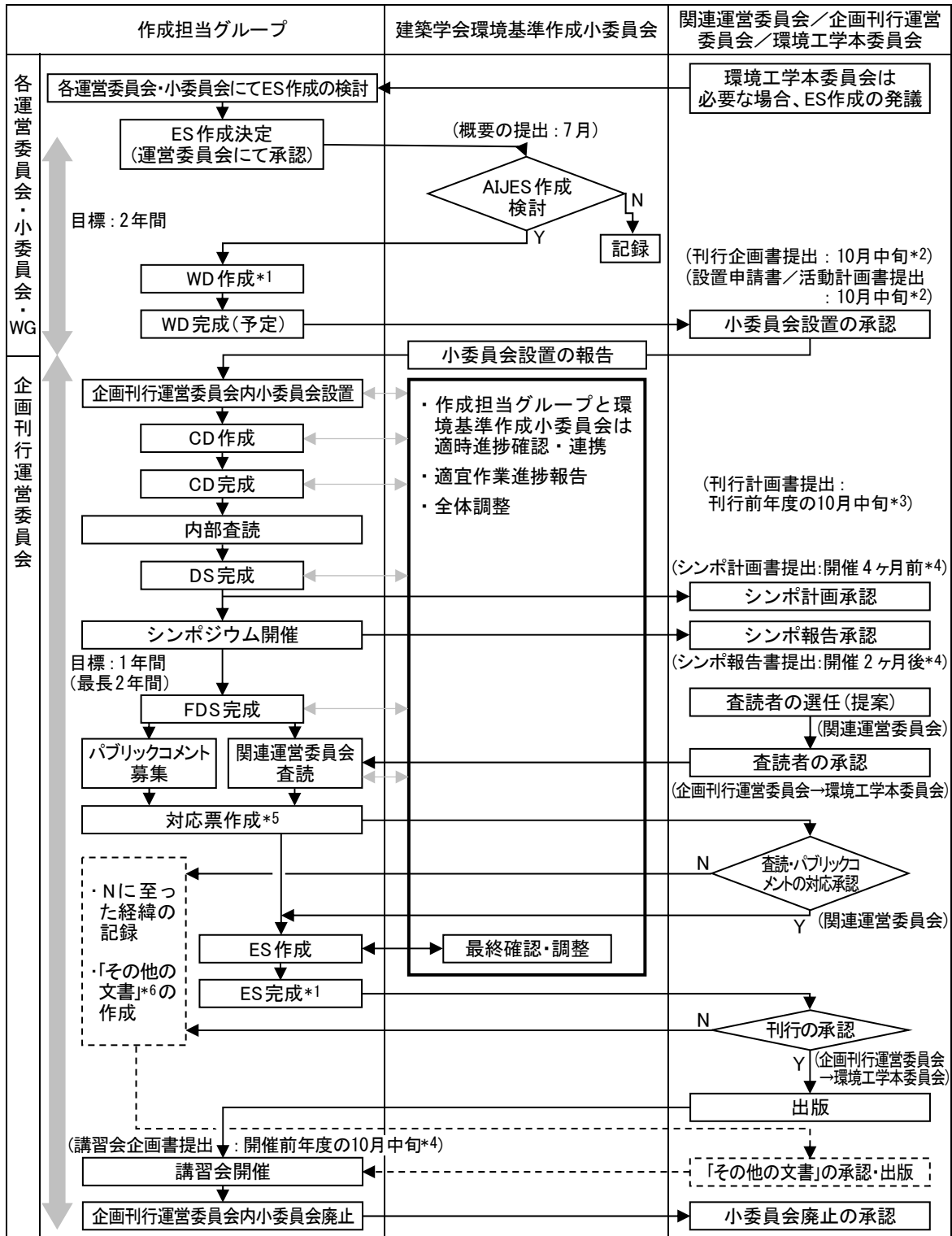
2.11.1 用語の定義

WD	Working Draft	作成担当グループによる案(第1次原稿) ・内容として、AIJESを意識した情報を含むものとする
CD	Committee Draft	作成担当グループによる案(第2次原稿) ・AIJESの体裁に整えたものとする
DS	Draft of Standards	作成担当グループ内で査読・調整した案(第3次原稿)
FDS	Final Draft of Standards	シンポジウムの意見を考慮した作成担当グループ最終案(第4次原稿)
ES	Environmental Standards	AIJES版下原稿(完成原稿)

AIJES作成検討	各運営委員会でES作成の承認を得たものは、その概要を建築学会環境基準作成小委員会に提出する(概要提出は毎年7月)。建築学会環境基準作成小委員会は提出されたES作成の採否を検討し、承認した運営委員会に結果を通知する。採択されたものはWDの作成に着手する。
小委員会設置	当該年度内にWDの完成が予定されているものは、翌年度に企画刊行運営委員会傘下に作成担当グループを設置するため、小委員会設置申請書類を環境工学本委員会に提出する(提出は毎年10月中旬、設置期間は最長2年)。なお、申請はES作成を承認した運営委員会を經由して行う。
内部査読	作成担当グループ(小委員会またはWG)の中での査読。
シンポジウム開催	DSに対する専門家等からの意見の収集を目的とする。
関連運営委員会査読 ※関連運営委員会とは、ES作成を承認した運営委員会	作成担当グループ関係者を含まない専門家によるFDSに対する査読。 1) 関連運営委員会は査読者を複数名選任し査読意見を取りまとめ、作成担当グループに通知する。査読意見は様式1「査読対応票」に記載する。なお、査読者の選任については企画刊行運営委員会、環境工学本委員会の承認を必要とする。

	<p>2) 作成担当グループは「査読対応票」に回答を記載し、査読者および関連運営委員会にその結果を報告して承認を得る。報告のあった関連運営委員会は必要に応じて助言を行う。</p> <p>3) 作成担当グループと査読者の間で意見の調整がつかない場合、関連運営委員会（もしくは当該分野の規準の検討を行う小委員会）は、第三者に専門家の立場からの調整を依頼し、第三者による調整結果を受け取り、最終方針案を取りまとめる。関連運営委員会は、最終方針を決定する。</p> <p>4) 作成担当グループは、上記の結果に基づく修正を加えたESを作成し、「査読対応票」とともに建築学会環境基準作成小委員会の最終確認を受ける。</p>
<p>パブリックコメント募集</p>	<p>作成担当グループによるパブリックコメントの募集。</p> <p>1) コメントの公開の可能性を説明したうえで、FDSに対する一般からのコメントを収集する。</p> <p>2) 収集したコメントに対しては、様式2「パブリックコメント対応票」を作成し、関連運営委員会に報告して承認を得る。関連運営委員会は必要に応じて、建築学会環境基準作成小委員会にも相談しながら、作成担当グループに追加の対応を指示する。</p> <p>3) パブリックコメントに対する修正を加えたESを作成し、「パブリックコメント対応票」とともに建築学会環境基準作成小委員会の最終確認を受ける。</p> <p>4) 上記の最終確認を得た後に、作成担当グループは提案者（コメント者）に報告する。ホームページでの報告に代えることもできる。</p>
<p>最終確認・調整</p>	<p>建築学会環境基準作成小委員会による最終確認・調整。</p> <p>1) 査読およびパブリックコメントに対して適正な対応がなされているかを確認する。</p> <p>2) パブリックコメント等に関して、作成担当グループと提案者（コメント者）等との間で意見の調整がつかない場合には、最終調整を行う。</p>
<p>刊行の承認</p>	<p>建築学会環境基準作成小委員会の最終確認を受けた後、作成担当グループはESを完成させ、「査読対応票」「パブリックコメント対応票」とともに企画刊行運営委員会で報告し、承認を得る。関連運営委員会および企画刊行運営委員会は、環境工学本委員会で報告し、刊行の承認を得る。</p>
<p>講習会開催</p>	<p>AIJESの公知を目的とする。</p>

2.11.2 作成のフロー



*1: 著作権関連の規程・細則について、WD作成時に確認し、ES完成時に同意書を環境工学委員会に提出する。
 *2: 作成担当グループ→関連運営委員会→企画刊行運営委員会→環境工学本委員会→学術推進委員会/刊行委員会
 *3: 作成担当グループ→企画刊行運営委員会→環境工学本委員会→刊行委員会
 *4: 作成担当グループ→企画刊行運営委員会 (または関連運営委員会) →環境工学本委員会→能力開発支援事業委員会
 *5: 「対応票作成」において調整がつかない場合には、2.11.1用語の定義に定めたプロセスに従う。
 *6: 「その他の文章」はAIJESに該当しない
 提出関連書式: 学術推進委員会書式ページ (<http://news-sv.aij.or.jp/academic/shosiki/index.htm>)

2.11.3 改定、確認、廃止

建築学会環境基準作成小委員会は、原則としてAIJES制定・改定から5年を経過する年の前年ごとに環境工学本委員会に改定対象を報告する。環境工学本委員会は、その報告を受けて、各運営委員会にAIJESの改定、確認、廃止の検討を依頼する。また、各運営委員会は5年に限らず、随時、検討の必要が認められた場合は作成担当グループ（改定小委員会）を設置し、AIJESの改定、確認、廃止の審議を行う。改定作業は「2.11.5 改定のフロー」に準ずる。なお、改定のフローにおける、「シンポジウム開催」、「パブリックコメント募集」、「講習会開催」については、関連運営委員会と実施の可否を協議し、その内容（理由等）を文書で建築学会環境基準作成小委員会に提出し、承認が得られれば省略することができる。

AIJESの改定、確認、廃止は環境工学本委員会の承認を経て行い、その結果を公開する。

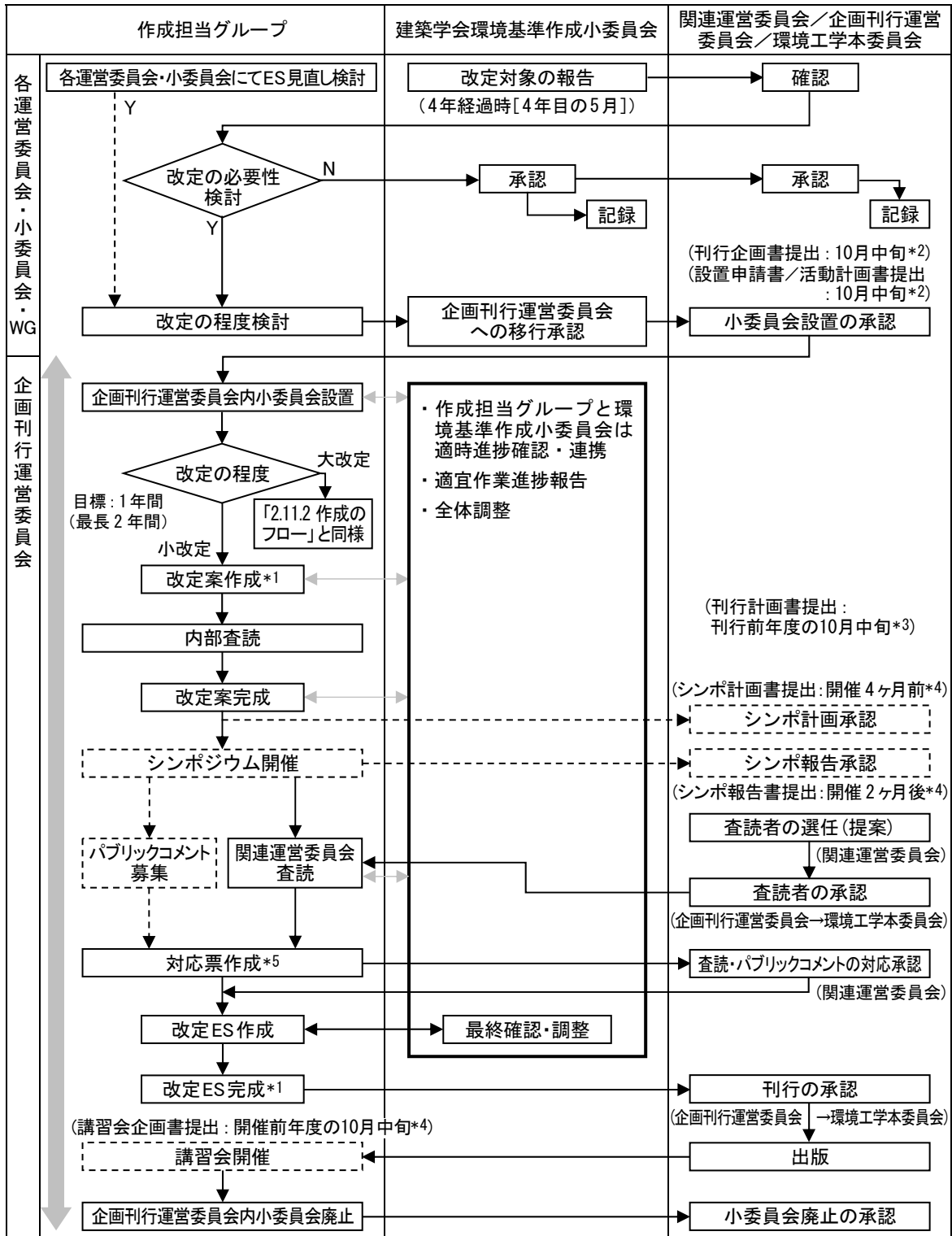
2.11.4 改定の程度

AIJES改定の程度は以下を参考に決定する。なお、改定の程度を判定できない場合には、建築学会環境基準作成小委員会と協議のうえ決定する。

小改定：規準の考え方は変わらない（軽微な数値の変更、文章の修正・加筆程度）

大改定：新たな考え方の適用、新しい評価方法への変更

2.11.5 改定のフロー



*1：著作権関連の規程・細則について、改定案作成時に確認し、改定ES完成時に同意書を環境工学委員会に提出する。
 *2：作成担当グループ→関連運営委員会→企画刊行運営委員会→環境工学本委員会→学術推進委員会／刊行委員会
 *3：作成担当グループ→企画刊行運営委員会→環境工学本委員会→刊行委員会
 *4：作成担当グループ→企画刊行運営委員会（または関連運営委員会）→環境工学本委員会→能力開発支援事業委員会
 *5：「対応票作成」において調整がつかない場合には、2.11.1用語の定義に定めたプロセスに従う。
 提出関連書式：学術推進委員会書式ページ (<http://news-sv.ajj.or.jp/academic/shosiki/index.htm>)

2.12 参考・関連文献

- 1) 吉野博・石川善美・渡邊俊行：「環境工学委員会におけるアカデミック・スタンダードの概要とその整備状況」、『建築雑誌』、Vol.119、No.1517、2004年3月、pp.54-56
- 2) 渡邊俊行：「アカデミック・スタンダード — 新たな学会基準 AIJES」、『建築雑誌増刊「日本建築学会120年略史」』、Vol.122、No.1556、2007年1月、pp.100-101